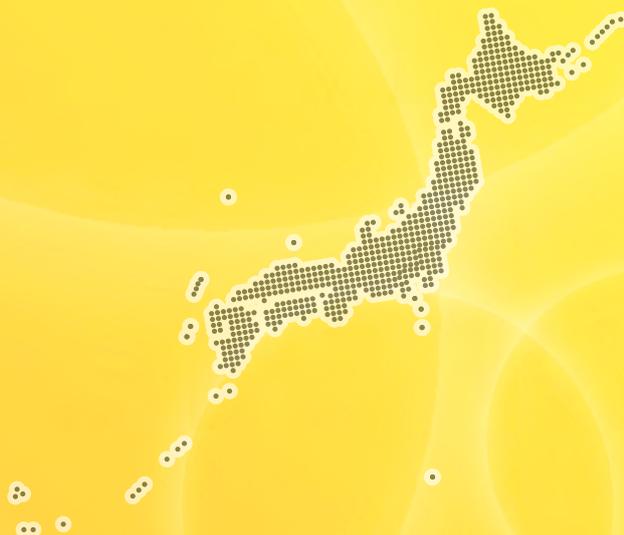




令和4年度

全国市長会の概要

JAPAN ASSOCIATION OF CITY MAYORS



CONTENTS

令和4年度 全国市長会事業の概要	
全国市長会の沿革と役割	1
都市と都市行政	2
全国市長会の組織	3
1.市政に関する連絡調整	4
2.地方行財政対策等の推進	5
3.研究会、講習会等の開催等	6
事務局組織等	7

全国市長会の沿革と役割

全国市長会は、前身の関西各市聯合協議会が明治31年(1898年)に創立されてから令和4年(2022年)に124周年を迎えました。

全国には、令和4年4月1日現在、792の「市」と23の「東京都特別区」があり、合わせて815の都市があります。全国市長会は、すべての都市の「市長」及び「区長」によって組織され、各都市の分担金により運営されています。

全国市長会は、都市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としており、市民の福祉の向上を図るとともに、より良いまちづくりを推進するため、全都市に共通する課題や、単独の市では解決が難しい問題への対応策について調査研究を行い、決議や提言として意見集約をしています。それらの集約した意見を発信し、関係者の理解を求めるほか、国会・政府等に対してその実現を働きかけています。さらに、申し入れやアピール等、必要に応じて主張を発信し、活動しています。

このため、毎年6月に全国市長会議(総会)を開くほか、定期的に役員会を開催し、会の意思決定を行うとともに、特別委員会、協議会、研究会等において調査研究を行い、都市の課題の解決に努めています。

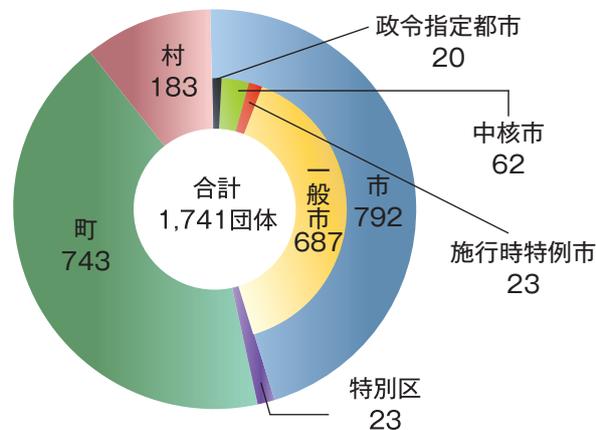
全国市長会は平成23年4月に法制化された「国と地方の協議の場」の構成メンバーとして、国と地方の役割分担や地方行財政制度等にかかわる政策課題に対し、国と協議し、都市自治体の意見の反映に努めています。

また、法律上、地方自治に影響を及ぼす法律などに関し、内閣に意見を申し出、または国会に意見書を提出する権利が認められています。

さらに、地方公共団体に新たな事務又は負担を義務づける場合、本会をはじめとする地方六団体が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、各大臣が当該施策の内容を知らせるための情報提供制度があります。

基礎自治体数

(令和4年4月1日現在)



都市と都市行政

日本の人口は、約1億2,665万人、そのほぼ9割に当たる約1億1,599万人の人々が都市(市及び東京都特別区)に居住しています。また、全国土面積は約378,000平方キロメートルで、そのうち都市部の面積は約217,100平方キロメートルであり、約58%を占めています。

都市は、人が集まり、生活が営まれ、ひと・もの・情報が交流する出会いの場でもあります。「市」及び「区」は、基礎的な自治体として日々の生活に欠かすことのできない住民に最も身近な仕事をしています。

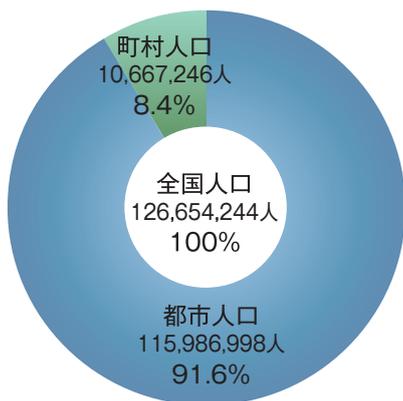
上下水道、ごみ処理、環境、福祉、保険、保健、学校教育、生涯学習、道路、公園、都市整備、消防防災、産業振興などのほかに、病院・バス・地下鉄の経営を行っている都市もあります。

また、地域のイベントの企画や支援、内外の都市との交流などの様々な仕事を行い、地域の活性化を図っています。

近年では、市民や NPO など地域の人々や団体との協働を推進することにより市民サービスの向上に努めています。

全国人口と都市人口

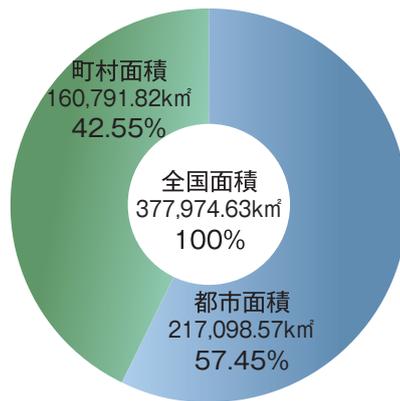
(令和3年1月1日現在)



※「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)」を基に作成

全国土面積と都市面積

(令和3年10月1日現在)

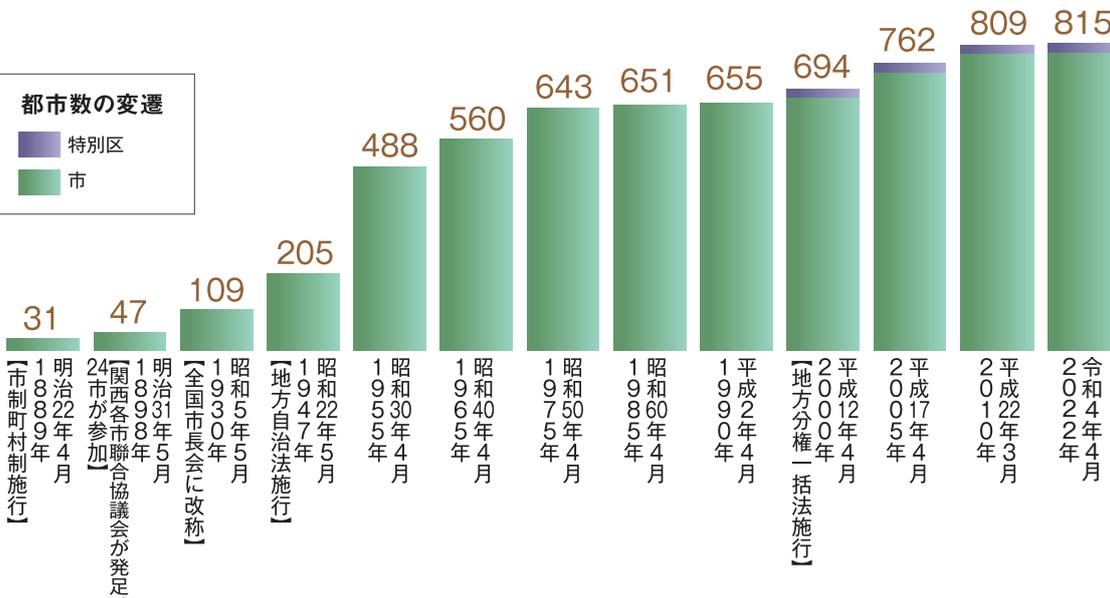


※令和3年10月1日現在の「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」を基に算出

※境界未定地域を除いているため都市面積と町村面積の合計は全国面積と一致しない

※境界未定地域を含む自治体の面積は、「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」に記載の「参考値」を採用した

都市数の変遷



全国市長会の組織

1 全国市長会の役員は、次のとおりとなっています。

会長 1名(任期2年) 副会長 12名(任期1年) 理事 74名(任期1年)
 評議員 164名(任期1年) 支部長 9名 監事 3名(任期1年)

以上のほか、顧問、相談役及び参与を置くことができます。

2 会務を遂行するため、次の会議が設けられています。

全国市長会議(総会)	全市長による議決機関
理事会	執行機関
評議員会	議決機関
委員会	分野別の政策審議機関
特別委員会	特定の政策課題に関する政策審議機関
協議会	特定の性格を有する都市の共通問題に対処する機関
研究会等	特定の分野に関する調査研究機関

◇分野別の政策審議機関

行政委員会、財政委員会、社会文教委員会、経済委員会

◇特定の政策課題に関する政策審議機関

政策推進委員会、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会、
 防災対策特別委員会、都市税制調査委員会、
 国民健康保険対策特別委員会、介護保険対策特別委員会、環境対策特別委員会

◇特定の性格を有する都市の共通問題に対処する機関

全国基地協議会、港湾都市協議会、防衛施設周辺整備全国協議会、全国民間空港関係市町村協議会、
 全国雪寒都市対策協議会、過疎関係都市連絡協議会、温泉所在都市協議会、水産都市協議会、
 石油基地自治体協議会、国立公園関係都市協議会

◇特定の分野に関する調査研究機関

地方分権改革検討会議、外国人受入れ問題に関する検討会、
 地域医療確保対策会議、子ども・子育て検討会議、林政問題に関する研究会

3 支部・都道府県市長会

全国の9地域(北海道、東北、北信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州)に支部が置かれ、支部内各都市間の連絡・調整等にあたっています。

また、都道府県ごとに市長会が置かれ、都道府県内各都市間の連絡・調整等にあたっています。

全国市長会に関する組織

●地方自治確立対策協議会

全国市長会は、地方六団体の一員として、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会と共同して地方自治確立対策協議会を設けています。

●都市分権政策センター

全国市長会及び公益財団法人日本都市センターが、真の地方分権改革を実現し、都市自治体の政策開発・立案機能の充実などに資するため、平成19年に共同設置しています。

令和4年度全国市長会事業の概要

令和4年度において、全国市長会では、全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資するため、次の事業を行ってまいります。

※新型コロナウイルスの感染状況により、以下の行事の開催については変更となる可能性があります。

1. 市政に関する連絡調整

(1) 次の諸会議を行います。

- ① 第92回全国市長会議(総会)を令和4年6月1日(水)に開催します。
- ② 理事・評議員合同会議を(5月、7月、11月、1月)開催します。
- ③ 理事会を1回(4月)開催します。
- ④ 行政委員会、財政委員会、社会文教委員会及び経済委員会を適宜開催します。
- ⑤ 特別委員会、研究会等を適宜開催します。

(2) 都市が抱える政策課題について広く理解を得るため、市長フォーラムや市長及び学識経験者によるシンポジウム等を開催します。

(3) 国と地方の協議の場及び審議会等への参画を通じ、都市の意見の反映に努めます(国と地方の協議の場、地方制度調査会、社会保障審議会、中央環境審議会、中央教育審議会等)。

(4) 本会重点提言事項の実現を図るため、関係市長会との連携を図り、政府並びに市長経験国会議員はじめ国会議員に対して要請活動を行います。



☆第89回全国市長会議(令和元年6月12日)
※第90回・91回全国市長会議はWEB会議で開催



☆第91回全国市長会議(令和3年6月9日)で決定した決議の実現方について要請(令和3年7月1日)

2. 地方行財政対策等の推進

(1) 都市政策の重要事項に対応するため、常任委員会のほか政策推進、まち・ひと・しごと創生対策特別、防災対策特別、都市税制調査、国民健康保険対策特別、介護保険対策特別、環境対策特別の各委員会等を開催し、調査研究及び審議を行います。

特に、国と地方を通じた経済再生に向けた経済財政諮問会議や地方創生への対応、地方税財政改革、地方分権改革、社会保障制度改革及び農業政策等への取組み、東日本大震災をはじめとする大規模自然災害への対応、原子力災害からの復旧・復興の加速化について、各委員会が連携しながら的確に対応します。

また、ホームページに、都市自治体による被災地への支援情報を掲載するとともに、会員専用ページ内の「災害情報ページ」では、災害情報掲示板による情報交換や過去の災害対応記録等を閲覧できるようにして、災害時の対応に備えています。

(2) 「国と地方の協議の場」や「分科会」等の実効ある運営を通して、地方六団体で設置している地方分権改革推進本部と連携しながら、都市の意見の実現に努めます。

(3) 事務・権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の更なる地方分権改革の推進及び地方制度改革に向けて、本会の地方分権改革検討会議等において的確に対応します。

また、「都市分権政策センター」(公益財団法人日本都市センターと共同設置)と連携し、分権型社会における都市自治体経営の課題や都市制度のあり方についての調査研究を行います。

(4) 過疎問題など特定の性格を有する都市等がその共通問題に対処するため、協議会を開催し、対応します。

(5) 海外の自治関係団体との交流を行うとともに、海外の都市における地方分権の動向等の調査を行います。



☆理事・評議員合同会議(令和3年11月18日)



☆国と地方の協議の場(令和3年11月12日)



☆立谷会長はじめ副会長等が岸田・内閣総理大臣に要請
(令和3年10月11日)

3. 研究会、講習会等の開催等

- (1) 第84回全国都市問題会議を令和4年10月13日、14日の両日、長崎市において、「個性を活かして「選ばれる」まちづくり～何度も訪れたい場所になるために～」をテーマに開催します。
- (2) 人事管理、法律問題、税財政主管者の各研修会を開催します。



☆第81回全国都市問題会議(令和元年11月7日・8日)
※第82回・83回全国都市問題会議は中止

●第84回全国都市問題会議開催要領

1. 主催者 全国市長会、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、(公財)日本都市センター、長崎市
[協賛] (公財)全国市長会館
2. 開催日 令和4年10月13日(木)・14日(金)
3. 開催市 長崎市
4. 会場 「出島メッセ長崎」
5. 議題 「個性を活かして「選ばれる」まちづくり～何度も訪れたい場所になるために～」

●全国都市問題会議の開催状況等

第81回	令和元年(2019年)	霧島市	防災とコミュニティ
第82回	令和2年(2020年)	八戸市	中止
第83回	令和3年(2021年)	姫路市	中止
第84回	令和4年(2022年)	長崎市	個性を活かして「選ばれる」まちづくり～何度も訪れたい場所になるために～
第85回	令和5年(2023年)	八戸市	[開催予定日 令和5年10月12日・13日]

●主な研修会等の開催

全国都市税財政主管者研修会	令和4年5月25日(水)
人事管理研修会	調整中

その他の事業

- (1) 本会の諸活動に関する広報活動を充実します。
- (2) ウェブサイトによる情報掲載及び電子メール等により情報を提供・発信します。
- (3) 機関誌「月刊 市政」及び「日本都市年鑑」を公益財団法人全国市長会館と共同発行します。



全国市長会ホームページ



令和3年度刊行物

- (4) 法令相談業務を行います。
- (5) 都市派遣研修職員の受け入れを行います。
- (6) 共済保険事業の充実・強化を図ります。

事務局組織



所在地等

〒102-8635 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館 4階
 電話 03-3262-2313 E-mail mayors@mayors.or.jp
 Fax 03-3263-5483 https://www.mayors.or.jp

編集・発行

全国市長会 調査広報部
 令和4年5月